	同法	同条第十二号の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の六の七に規定する連結親法人（連結確定申告書。以下この項において同じ。）が提出されている場合（読替え後の法人税法第十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項	法人税法
	合併等事業年度	合併等事業年度又は所得税法等改正法附則第二十条第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度	
	確定申告書が提出されている場合）	確定申告書又は当該法人の連結確定申告書が提出されている場合）	
第八条の十四第一項	同項の	読替え後の法人税法第五十七条第八項の	
	法第五十三条第三項に	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第四項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第三項に	法人について読替え後の法
第八条の十四第二項	法人について法	法人について読替え後の法	
	同条第四項	法第五十三条第四項	
第八条の十五	法人税法	読替え後の法人税法	
	同項の規定に	読替え後の法第五十三条第五項の規定に	
第八条の十六	開始した事業年度	開始した事業年度又は連結事業年度	
	事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該	
	「合併法人等十年前事業年度開始日	「合併法人等十年前事業年度等開始日	
	で同項	で読替え後の法第五十三条第五項	
	合併法人等十年前事業年度開始日の	合併法人等十年前事業年度等開始日の	
	前十年内事業年度ごと	法第五十三条第五項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと	
	事業年度開始の日から	事業年度又は連結事業年度開始の日から	
	、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）	て、読替え後の法第五十三条第五項の規定	

5　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

		第八条の十六の二		
		法人税法	係る法	前項
		読替え後の法人税法	係る読替え後の法	同条第四項の規定により読み替えられた前項
四年新法	第一欄			
	第二欄	第五十三条第三項		第五十三条第五項
	第三欄	十年	十年以内	前十年内事業年度
		同法第五十七条第一項	（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。で、同法	（この項
	第四欄	九年	九年以内	前九年内事業年度
		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項	で、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（次項及び第六項において「読替え後の法人税法」という。）	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この項及び次項において「地方税法施行令」という。）附則第三条第五項の規定により読み替えられたこの項